

平成26年度評価に係る評価方法、審議経過等について

1. 評価制度

国立大学法人法に基づき、法人の各事業年度における業務の実績について、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る実施要領（平成22年6月28日国立大学法人評価委員会決定）」に従い、国立大学法人評価委員会が評価を行っている。

2. 評価方法

各法人から提出された実績報告書等を調査・分析するとともに、学長・機構長等からのヒアリング、財務諸表や役職員の給与水準等の分析も踏まえながら評価を行っている。

①全体評価

- ・ 当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価を行っている。
- ・ 戦略性が高く意欲的な目標・計画を定めて、積極的に取り組んでいるものは、特記している。
- ・ 平成25年度から27年度の「改革加速期間」における各法人の機能強化に向けた取組状況について、記述している。

②項目別評価（6項目）

- ①「業務運営の改善及び効率化」、
- ②「財務内容の改善」、
- ③「自己点検・評価及び情報提供」
- ④「その他業務運営（施設設備の整備・活用、安全管理、法令遵守）」
- ⑤「産業競争力強化法の規定による出資等」

の5項目について、各法人が行った自己点検・評価の検証を行い、以下の5段階により進捗状況を示している。

また、特筆（注目）すべき点や遅れている点、課題となっている点等にコメントを付している。

【評定】

- ・「中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」
- ・「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」
- ・「中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる」
- ・「中期計画の達成のためにはやや遅れている」
- ・「中期計画の達成のためには重大な改善事項がある」

※ これらの評定は、各法人が設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間を相対比較する趣旨ではないことに十分留意する必要がある。

⑥「教育研究等の質の向上」については、全体的な状況を確認し、注目すべき点にコメントを付している。

3. 評価体制

国立大学法人評価委員会（委員長：北山禎介、三井住友銀行取締役会長）の下に、以下の組織を置いて、調査・分析を行っている。

○国立大学法人分科会

- ・評価基本チーム（法人の規模や特性に応じて8チーム設置）
- ・共同利用・共同研究拠点評価専門チーム
- ・附属病院評価専門チーム

○大学共同利用機関法人分科会

○官民イノベーションプログラム部会

4. 審議経過

平成27年

6月30日まで	各法人から実績報告書等の提出
7月1日～	国立大学法人分科会評価基本チーム、大学共同利用機関法人分科会において実績報告書等の調査・分析
7月24日～8月26日	各法人から業務の実績についてヒアリング （国立大学法人）
8月25日～9月11日	〃（大学共同利用機関法人）
9月4日～11日	国立大学法人分科会評価基本チーム会議において評価結果原案の検討
9月30日	国立大学法人分科会において評価結果原案の審議 （意見申立の機会：10月1日～14日）
10月5日	大学共同利用機関法人分科会において評価結果原案の審議 （意見申立の機会：10月9日～19日）
11月6日	国立大学法人評価委員会総会において評価結果案の審議・決定